

事務連絡
平成29年7月14日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）
中核市
各都道府県教育委員会
各都道府県私立学校主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課
内閣府子ども・子育て本部参事官
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保育施設等における食塩の適切な摂取量について

今般、認可外保育施設において、幼児に対し食塩を混ぜた液体を飲ませ、塩化ナトリウム中毒で死亡させたとして、施設の元経営者が逮捕される事案が発生いたしました。

食塩を一度に過剰に摂取することで、急性塩化ナトリウム中毒が発生するおそれがありますので、このような事案が生じることのないよう、保育施設等で児童に食塩を摂取させる際は、下記の基準を参考に適切な分量を守っていただくとともに、熱中症予防の観点では、こまめに水分を補給するなどの対応をお願いいたします。保育中の児童に体調不良が疑われる状態を認めた場合は、医療機関に受診させ、適切な対応がなされるよう貴管下保育施設等へ注意喚起をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては管内の市区町村に対して周知を行うようお願いいたします。

【参考】ナトリウムの食事摂取基準（mg/日、（ ）は食塩相当量 [g/日]）

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量	目標量	目安量	目標量
0～5（月）	100（0.3）	-	100（0.3）	-
6～11（月）	600（1.5）	-	600（1.5）	-
1～2（歳）	-	（3.0未満）	-	（3.5未満）
3～5（歳）	-	（4.0未満）	-	（4.5未満）

（出典：厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2015年版）」）

※目安量：一定の栄養状態を維持するのに十分な量

※目標量：生活習慣病の予防のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量

(本件担当)

厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 4838
FAX: 03-3595-2674

内閣府子ども・子育て本部参事官 (認定こども園担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38445
FAX: 03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 3137
FAX: 03-6734-3736